

施工条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

工事名
平成30年度 伊豆中央道 北江間橋床版工事
工事箇所
伊豆の国市 北江間 地内

	明示項目	適用	明示が必要な場合	明示事項	内容	
A 工程関係	1 関連工事との調整	○	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分		
				影響を受ける工事内容	工事の現場着手	
				関連する工事内容	北江間橋上部工工事(道路公社発注) A2側背面の補強土壁工事(沼津土木事務所発注)	
				関連する工事の開始又は完了の時期	上部工はH31.10月上旬、補強土壁はH31年9月末に現場完了し、当工事に引き渡し可能となる見込み。なお、A2側背面の補強土壁を工事用進入路とする計画である。	
	2 施工時期、時間の制限		施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容		
				制限される施工時期、施工時間		
				制限される施工方法		
	3 関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容		
				協議内容 協議成立見込時期		
	4 土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目		
調査期間						
B 用地関係	1 工事用地等の未処理部分		工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲		
				処理の見込み時期		
	2 工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	内容		
	3 借地		工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合	場所・範囲		
				時期・機関		
				使用条件・復旧方法		
	4 仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲	工事箇所西側の田圃を沼津土木事務所で借地済み。	
				時間・時期	～平成33年4月。	
				使用条件	沼津土木事務所発注工事と要調整。	
復旧方法						
C 環境対策関係	1 公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。	
				騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査	事前・事後調査の区分 調査時期 未然に防止するための必要な調査方法 未然に防止するための必要な調査範囲	
	3 電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分		
				調査時期		
				未然に防止するための必要な調査方法 未然に防止するための必要な調査範囲		
	4 濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合	処理施設、処理条件		
	5 特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容		
	D 安全対策関係	1 交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
					指定の期間	
		2 近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法	
制限される作業時間帯						
3 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設			落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容		
4 交通誘導警備員の配置		○	交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	設計書による。	
	配置時間			交通誘導警備員A: 8:00～17:00 交通誘導警備員B:		
5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容			
6 高所作業	○	高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合	指定の内容	現道上空部については板張防護工(朝顔を含む)により対策のこと		

	明示項目	適用	明示が必要な場合	明示事項	内容	
E 工 事 用 道 路 関 係	1 一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路		
				制限される使用期間		
				制限される使用時間帯		
	2 仮道路		仮設道路を設置する場合	使用中・使用後の処置内容		
				仮設道路の仕様		
				安全施設等の設置期間		
		仮設道路の維持補修が必要である場合	内容			
F 仮 設 関 係	1 仮設 (仮土留、仮橋、足場等)	○	仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容	橋梁用足場工	
				仮設備の期間	上部工工事完了から引継ぎ、当工事にて撤去・返却を行う。	
				仮設備の条件		
			仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の構造、施工方法、施工範囲		
			仮設の設計条件を指定する場合	設計条件の内容		
		水替・流入防止施設が必要な場合	内容、期間			
G 建 設 副 産 物 関 係	1 建設発生土の搬出		建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離		
				処分又は保管条件		
	2 建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容		
				減量化の内容		
3 建設副産物及び建設廃棄物の処理		建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件			
			再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件		
H 工 事 支 障 物	1 工事支障物件協議		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等		
				地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容 工事期間	
I 薬 液 注 入 関 係	1 薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等		
			周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容		
J そ の 他	1 工事用資機材の保管及び仮置き		工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、期間、保管方法等		
				品名・数量、現場内での再使用の有無 引渡場所		
				品名・数量・品質 規格又は性能 引渡場所・引渡期間		
	4 関連機関との近接協議				近接協議に係る条件及び内容	
	5 架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法		
				施工条件		
	6 工事用水、電力		工事用水を指定する場合	工事用水の内容		
				工事電力を指定する場合	工事電力の内容	
	7 新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容		
	8 部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所		
				部分使用時期		
	9 其他		共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合	指定内容		
施工管理基準に記載のない施工管理(出来型、品質、写真管理)を指定する場合				指定内容		
景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合				指定内容	景観配慮チェックシートによる。	
12 工事連絡協議会	○			江間改築事業に関する工事の受注者等で組織する「工事連絡協議会」に参加し、工事中の事故防止、工事工程の調整、地元対策、緊急時の対応等について協議により意思統一を図り、もって工事を安全かつ円滑に遂行すること。		
13 工事紹介	○			工事の進捗状況等を紹介するチラシを作成し、地域住民及び道路利用者等へ広報すること。		

契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

※ 土木、建築工事関係

○ 土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

○ 特記仕様の場合

（建設現場における快適トイレ設置特記仕様書）

※ 業務委託関係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様の場合

()

建設現場における快適トイレ設置特記仕様書

第1条 目的

本特記仕様書は、静岡県道路公社が発注する工事において快適に利用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置するための必要事項を定め、建設現場を男女ともに働きやすい環境を整備するとともに、女性・若手技術者の担い手確保の一翼を担うことを目的とする。

第2条 適用

本特記仕様書は、静岡県道路公社が発注する平成30年度伊豆中央道北江間橋床版工事に適用する。

第3条 標準仕様

快適トイレの標準仕様は、下記の（1）及び（2）を全て満たすものとし、（3）については装備していればより快適になるものとして定める。

（1）トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る）
- ④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- ⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能（耐荷重5kg 以上）

（2）付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

（3）推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調節が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

第4条 費用算出

快適トイレは、当初契約以降、受注者からの協議により設置可能とする。また、詳細な運用については、下記の項目（1）～（4）により定める。

（1）積算方法

発注者は、共通仮設費（営繕費）の積上げ項目として45,000円/基・月を上限に、男女別に設置した場合は2基まで費用計上を可能とし、従前より共通仮設費率（営繕費）に含まれていた和式トイレとの差額を計上する。

（2）費用算定方法

発注者は、原則として受注者がメーカーなどから受領した領収書の写し等を提出し、発注者はそれを根拠資料とし、設計変更する。また、協議時の単価根拠資料は、受注業者からの見積書とする。

（3）協議方法

受注者は、快適トイレの仕様等が明記された書類及び見積書を協議書に添付し、設置予定期間及び設置費用の総額を明記した協議書を発注者に提出し協議する。

（4）使用実績の確認方法

- ・ 受注者は、別紙-2「快適トイレ設置報告書」（以下、「報告書」）に必要事項を記入し、報告書を工事完成時に完成図書に添付し提出する。併せて、工事日報に快適トイレの設置日と撤去日を記載する。
- ・ 発注者は、工事期間中に快適トイレの設置状況を適宜確認する。

第5条 その他

- ・ 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、方針を決定するものとする。
- ・ 快適トイレは、快適トイレ設置場所周辺の安全が確保されていることを前提に現場付近を訪れる一般県民の利用も可能とし、受注者は積極的な利用促進に努めるものとする。
- ・ 受注者の責により工期を延長した期間や工事の一時中止期間については、快適トイレの設置期間に含まないものとする。
- ・ 快適トイレの推進を図ることを目的とした調査が実施された場合は、受発注者ともに協力する。

快適トイレ設置報告書

事務所名	〇〇事務所	
工事名	平成〇〇年 〇〇道路 〇〇工事	
設置期間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日 (〇日間)	
製品名/メーカー名		
費用 (実際に支出した費用)	[円/月]	総額： 円
仕様	例：特記仕様書で定める①～⑪	
【設置状況写真】		